

農業委員会事業の概要と効果について。過去3年分

農業委員会

1 農業委員会の構成

農業委員 13名

農地利用最適化推進委員 5名

2 事業

農業委員会総会の開催（月1回）において、農地法に基づく農地の売買・賃借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する。

担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の推進、遊休農地の発生防止・解消など、農地等の利用の最適化を推進するため、農地法に規定される利用状況調査・農地意向調査のほか、日常的な農地パトロールや地域の農業者からの相談業務、就農希望者への農地の斡旋、農業者年金の普及活動などを行う。

今般の農業経営基盤強化促進法の改正により法定化された地域計画（人・農地プラン）の策定に向けた地域の取組みを支援するとともに、地域計画の策定後は、その実現に向け、農地の利用関係の調整において主導的な役割を担うこととなる。

3 効果（過去3年分）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
農地集積率（%） （集積面積÷管内農地面積）	7.19	8.74	10.28
新規参入者数（者）	2	1	5
遊休農地面積（ha）	3.55	5.00	5.62